

津 別 町 行 政 改 革 大 綱

昭和61年3月28日策定

1. 基本方針

- (1) 本町を取りまく厳しい行政環境の中で多様化する行政需要に対応しつつ地域社会の活性化及び住民福祉の増進に資するため、行政改革を積極的に推進する。
- (2) 行政改革の推進にあたっては、津別町行政改革推進委員会の答申を尊重し、議会の指導も仰ぎながら全庁一体となつて取りくみ、町民各位を始め関係機関等の理解と協力が得られるようにこれが実施に努める。
- (3) この大綱は、昭和61年2月28日津別町行政改革推進委員長から提出された最終答申の主旨に基づき策定するものであるが、さきに同会長より提出された中間答申により作成した推進方針（第1次）をこの際、本大綱に再掲（ただし第1次である旨表示する）することとした。

2. 当面の措置事項

(1) 事務事業の見直し

- 1 ※ 町単独補助の見直しを行い、これを原則増額しないこととし抑制に努める。追つて納税奨励金については、漸減の方向等について努力する。
- 2 ※ 戸数の著しく少ない統計調査区について統合等、調査区の適正化を図る。
- 3 ※ 水道事業の給水受託工事は、指定業者直接受注方式に改め事業の効率化を図る。
- 4 ※ 助成を行っている公衆浴場について施設の改善も含めこれを見直し、再検討する。
- 5 上水会計と簡水会計の一本化のため準備を進め、昭和63年度までに実施する。
- 6 小規模校について、今後の推移等調査し、統合について検討する。
- 7 自治組織の育成を図り、自主的な住民運動の助長につとめる。

(2) 組織、機構の簡素合理化

- 1 当分の間収入役を欠員とし、制度の存廃について検討する。
- 2 現行部制を段階的に解消する。
- 3 課・係の統合、企画室と専門スタッフ制並びに農業委員会、児童館等の全般にわたり組織、機構の見直しを行う。
- 4 表彰審議委員会と文化賞スポーツ賞審議会を昭和61年度中に統合するほか、引続き他各種委員会についても関係部局と調整の上、見直しを検討する。
- 5 技術職員の職務の変更は、今後の事務量の推移を見ながら検討する。
- 6 勤務時間について管内の改善状況を見ながら考える。

(3) 給与の適正化

- 1 給与は、国公準拠を目標に努力する。
- 2 特勤手当は、見直しと廃止について検討する。
- 3 管理職員の58才降職及び一部職員の勸奨退職等について、制度上の検討と合せ実施方策等当面研究する。
- 4 56才昇給延伸、58才昇給停止を実施する。
- 5 給与の公表を昭和62年度から実施する。

(4) 定員管理の適正化

- 1 町職員の定数を10%削減する。

(5) 民間委託、O A 化等事務改善の推進

- 1 ※ 事務の効率化を図るためO A 化等の検討を進める。
- 2 運動公園の委託と合せ、効率的委託の方法等研究検討する。

(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

- 1 会館及び施設の運営にあたっては、管理経費の節減に一層の努力をする。

〔注〕 各項の番号の※は、中間答申にかかる推進方針（大綱）であること。